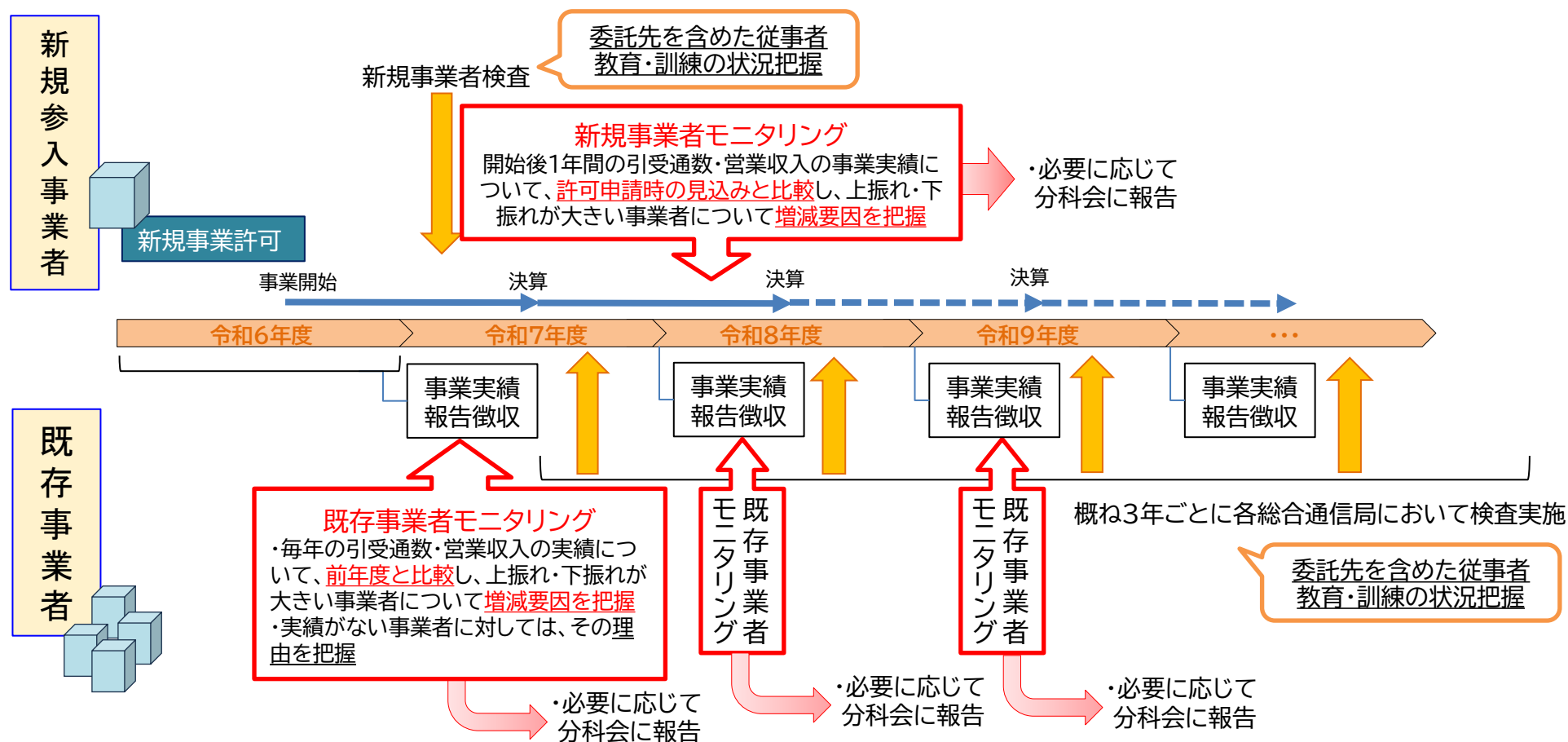


事業開始後のモニタリングの実施について

(参考3)

- これまでの審議会の御意見等を踏まえ、所要の通達を改正し、以下のモニタリングを実施(通達改正済み)。
 - ・ 毎年の新規参入事業者の引受通数・営業収入について、申請時(見込み)からの上振れ・下振れが大きい事業者※に対して増減要因を把握
 - ・ 既存事業者の引受通数・営業収入については、前年度からの上振れ・下振れが大きい事業者※に対して増減要因を把握 ※事業実績報告にて確認
- 検査においては、委託先を含めた従業者教育・訓練の状況についても把握することとした(通達改正済み)。



特定信書便事業者のモニタリングに係る各総合通信局における運用フローを確立し、事業者の適正な管理監督を図るとともに、信書便事業の需要や動向を把握